

## 診断書付票（診断書とともに記載してください。）

### 1 審理上の参考事項（本人に該当する場合にのみチェックしてください。）

- 財産を所有している認識がない。あるいは、その内容を認識できていない。
- 他人（親族を含む。）に財産管理や法律行為の代理を委ねて良いか意見を述べることができない。

### 2 家庭裁判所が鑑定を必要と判断した場合、鑑定をお引き受けいただけますか

※ 申立人等への面接や診断書内容等を踏まえ、鑑定を行う必要がないと判断した場合、鑑定は省略しています。なお、鑑定を行う場合は、後日、貴殿に正式な鑑定依頼を行います。

- 鑑定を引き受ける。
- 次の事情が解消されれば、鑑定を引き受ける。
  
- 鑑定を引き受けることはできない。
- 鑑定を引き受けることはできないが、下記の医師を紹介する。

氏名

勤務先

TEL

### 3 以下は、鑑定をお引き受けいただける場合のみお答えください。

- ・ 鑑定の見込み期間について（裁判所から書面による正式依頼を受けてから）

- 2週間以内     3週間以内     1か月以内     1～2か月
- その他（      日程度）

- ・ 鑑定料（報酬，諸経費全て込み）について

- 3万円     4万円     5万円     6万円     7万円     （      ）円

- ・ 鑑定依頼書等の送付先

- 診断書記載の病院所在地と同じ
- 下記の連絡先への送付を希望する。

送付先住所

TEL

（      ）

- ・ 裁判所から「鑑定書作成の手引き」の送付は必要ですか。

- 必要である。
- 不要である。

## 成年後見用診断書を作成される医師の方へ

日頃から、家庭裁判所にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本診断書及び診断書付票は、成年後見事件が申し立てられた際の重要な参考資料となりますのでどうぞよろしくお願いたします。成年後見制度における鑑定は、訴訟事件における鑑定とは異なり、家庭裁判所に証人としてお越しいただくことはありませんし、鑑定人の資格には診療科や従事年限等の制限はありませんので、鑑定にできる限りご協力いただきますようお願いいたします（A 4 用紙 2 枚の要点式鑑定書を御利用いただくこともできます。）。

診断書及び鑑定書の作成方法等についてご不明な点がございましたら、福岡家庭裁判所後見センター（Tel：092-510-0414）までお問い合わせください。

以下、ご参照ください。

### ○ 後見の対象者

民法7条の規定によれば、自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている方であり、具体的には、日常的に必要な買い物も自分でできず、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の判断能力の方のことです。

### ○ 保佐の対象者

民法11条の規定によれば、判断能力が著しく不十分で、自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要な方であり、具体的には、日常的に必要な買い物程度は単独でできるが（実際にしていなくても、やろうとすればできることも含む）、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分でできない程度の判断能力の方のことです。

### ○ 補助の対象者

民法15条1項の規定によれば、判断能力が不十分で、自己の財産を管理、処分するには援助が必要な場合がある程度の方であり、具体的には、重要な財産行為は、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぐがあるので、本人の利益のためには誰かに代わってやってもらった方がよい程度の判断能力の方のことです。

※ 成年後見制度における診断書作成の手引（最高裁判所事務総局家庭局）を参照してください。（[http://www.courts.go.jp/saiban/syurui\\_kazi/kazi\\_09\\_02/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_09_02/index.html)）